

海田町議会議長交際費支出基準

平成16年7月30日決裁

(趣旨)

第1条 この基準は議長が海田町議会を代表し、外部との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の一般的な支出基準を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 海田町の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 海田町政の伸展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等のあったもの
- (4) 議長が特に必要と認めたもの

(支出基準)

第3条 交際費の支出範囲等は、前条に掲げるものとの交際において、次に掲げるとおりとする。

支出区分	内 容	金 額 等
会 費	各種団体等が行う懇談会等を目的とする会合の出席に係る経費	会費相当額
慶 祝 金	各種総会、大会、行事等に対するお祝いに係る経費	1万円以内
弔 慰 金	葬儀等における香典、供花、供物等の支出に係る経費	別表に定める基準による額
見 舞 金	病気、災害、事故等の見舞いに係る経費	1万円以内
協 賛 金	各種大会等の開催協賛に係る経費	社会通念上妥当と認められる額
激 励 金	全国大会等に出場する団体及び個人の激励に係る経費	社会通念上妥当と認められる額
そ の 他	その他町政運営において、支出することが適当と認められる経費	社会通念上妥当と認められる額

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この基準は、決裁の日から施行する。

別表

弔慰金等支給基準

対 象 者			香 典	弔 電	供 花 等
議 員	現	本人	1万円	○	○
		配偶者, 子, 父母, 配偶者の同居父母	5千円	○	○
	前	本人	1万円	○	○
	元	本人	5千円	○	
職員 (管理職)	現	本人	1万円	○	○
		配偶者, 子, 父母, 配偶者の同居父母	5千円	○	
町 3 役	現	本人	1万円	○	○
		配偶者, 子, 父母, 配偶者の同居父母	5千円	○	
	前	本人	1万円	○	○
行政委員会の長	現	本人	1万円	○	○
その他特に必要と認める者			社会通念上妥当と認められる額		

※ 供花等の金額については、地域慣習による実勢額の範囲内とする。